

福岡医発第762号(地)
平成19年 8月 6日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

医師確保等推進事業実施要綱の一部改正について

医師確保等推進事業実施要綱の一部が改正され、平成19年4月1日より適用となった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方
よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



日医発第 354 号（地 I 75）

平成 19 年 7 月 18 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

医師確保等推進事業実施要綱の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医師確保等推進事業につきましては、平成 19 年 5 月 24 日付日医発第 177 号（地 I 38）「医師確保等推進事業及び地域医療確保支援モデル事業について」にてご通知申し上げましたが、このたび、「医師確保等推進事業実施要綱」の一部が改正され平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしたことについて、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますとともに管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発第0629006号の2

平成19年6月29日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長

医師確保等推進事業実施要綱の一部改正について

標記について、医師確保等推進事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正し、各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知方願います。



医政発第0629006号

平成19年6月29日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

医師確保等推進事業実施要綱の一部改正について

標記については、平成19年5月7日医政発第0507003号当職通知の別添「医師確保等推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、平成19年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

<別紙>

医師確保等推進事業実施要綱の一部改正について

旧	新
医師確保等推進事業実施要綱 1. 目的 この事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の偏在等により医師の確保が困難な地域に対し、都道府県が<u>設置する医療対策協議会により決定された医師派遣等</u>にかかる経費を助成することにより、地域における医療提供の確保を図ることを目的とする。 2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は都道府県とする。 3. 補助基準 <u>医療対策協議会</u>において、該当地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行うこと。 4. 補助対象 (1) <u>医療対策協議会</u>における医師の派遣調整等に要する経費 (2) 医師派遣に協力する医療機関及び派遣された医師を受け入れる医療機関において、派遣及び受入にあたり生じる経費 ただし、(1) 及び (2) とともに「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知）にかかる事業は除く。	医師確保等推進事業実施要綱 1. 目的 この事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の偏在等により医師の確保が困難な地域に対し、都道府県が、<u>医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）</u>にかかる経費を助成することにより、地域における医療提供の確保を図ることを目的とする。 2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は都道府県とする。 3. 補助基準 <u>次のいずれかに該当する場合とする。</u> (1) <u>都道府県</u>において、該当地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行うこと。 (2) <u>国が都道府県の要請を受けて緊急臨時的な医師派遣の決定を行うこと。</u> 4. 補助対象 (1) <u>都道府県</u>における医師の派遣調整等に要する経費 (2) 医師派遣に協力する医療機関及び派遣された医師を受け入れる医療機関において、<u>医師の派遣調整</u>、派遣及び受入にあたり生じる経費 ただし、(1) 及び (2) とともに「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知）にかかる事業は除く。

(別添)

医政発第0507003号
平成19年5月7日
一部改正 医政発第0629006号
平成19年6月29日

医師確保等推進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の偏在等により医師の確保が困難な地域に対し、都道府県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）にかかる経費を助成することにより、地域における医療提供の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

3. 補助基準

次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 都道府県において、該当地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行うこと。
- (2) 国が都道府県の要請を受けて緊急臨時的な医師派遣の決定を行うこと。

4. 補助対象

- (1) 都道府県における医師の派遣調整等に要する経費
- (2) 医師派遣に協力する医療機関及び派遣された医師を受け入れる医療機関において、医師の派遣調整、派遣及び受入にあたり生じる経費

ただし、(1) 及び (2) とともに「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知）にかかる事業は除く。